難民認定申請を考えている留学生の皆様へ

平成３０年２月
法務省入国管理局

法務省では，これまでは，正規に在留する外国人が難民認定申請した場合，申請から６か月経過後，原則として就労を許可する運用を行っていましたが，本年１月１５日に，難民認定手続中の申請者に付与する在留資格の運用を見直しました。

具体的に，留学生のケースで言えば，退学処分となった後や，教育機関を卒業した後に難民認定申請した場合は，申請から６か月経過後も，原則として就労を許可しないこととしました。

（注１）留学を続けながら難民認定申請することは可能です。

（注２）難民条約上の難民である可能性が高い場合，又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高い場合に限り，就労を許可します。

なお，通学先の教育機関において，法令違反行為があると感じた場合には，最寄りの地方入国管理局に御相談ください。